令和５年　東川町議会　第１回定例会　会議録（２日目）

１．招集年月日　　令和５年３月 13 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　議　　令和５年３月 13 日　　午前　９時 30 分
４．閉　　会　　令和５年３月 13 日　　午後　１時 20 分
５．会　　期　　令和５年３月 10 日～３月 20 日　11 日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　長	松　岡　市　郎	産業振興課主幹	工　藤　和　博
副　町　長	平　田　章　洋	旭岳ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ所長	三　島　光　博
副　町　長	市　川　直　樹	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
教　育　長	杉　山　昌　次	診療所事務長	金　山　裕　之
会計管理者	西　原　　香	農業委員会会長	津　谷　俊　弘
企画総務課長	佐　藤　文　泰	農業委員会事務局長	北　口　由美子
適疎推進課長	窪　田　昭　仁	学校教育課長	大　角　　猛
保健福祉課長	佐々木　英　樹	生涯学習推進課長	佐々木　貴　行
税務定住課長	吉　原　敬　晴	子ども未来課長	藤　川　裕　充
文化交流課長	藤　井　貴　慎	選挙管理委員会委員長	西　川　宗　孝
東川スタイル課長	高　石　大　地	代表監査委員	安　井　繁　光
写真の町課長	竹　田　慶　介		

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　次長　塚原　裕美　　書記　阪部　友洋
12．町長提出議案の題目
議案第４号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第 10 号）について
議案第５号　令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第３号）について
議案第６号　東川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第７号　職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
議案第８号　職員の降給に関する条例の制定について
議案第９号　職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第10号　東川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号　東川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号　職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号　議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号　特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号　東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号　東川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号　東川町幼児センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号　東川町無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

13．議員提出議案の題目

発議案第１号　東川町議会個人情報の保護に関する条例の制定について

14．議　事　日　程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

15．会議録署名議員　（３月７日に指名）

~~３番　飯塚達央議員~~、４番　薦田敏次議員。

○開会　開　　議

議長（高橋昭典君）	ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。 よって、会議は成立いたします。 これより直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○日程第１　議案第４号

議長（高橋昭典君）	日程第１、議案第４号「令和４年度東川町一般会計補正予算（第10号）について」を議題といたします。 提案理由と議案の説明を求めます。 佐藤企画総務課長。
企画総務課長（佐藤文泰君）	（登壇） ただいま議題となりました　議案第４号「令和４年度東川町一般会計補正予算(第10号)について」の提案理由と補正内容について御説明申し上げます。 １ページをお開きください。 令和４年度東川町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億988万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億8,309万5,000円とする。 第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。 第２条、地方債の追加及び変更は「第２表　地方債補正」による。 第３条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第３表　繰越明許費」による。 今回の補正は、ひがしかわライスターミナルの整備にあたり、国の施設整備事業交付金の交付決定を受けたことによる予算措置と次年度への繰越、第一小学校校舎等長寿命化改良事業に伴う国の学校施設環境改善交付金の採択による予算措置と次年度への繰越、事業の完了や実績見込みに伴う執行残の減額、財源内訳の変更、さらに企業版ふるさと納税を始めとする寄附金の整理とこれら財源の基金への積立などが主な内容となっていますので、単純な執行見込みによる減額などについては説明を省略させていただき、増額や大幅に減額となるものを中心に説明させていただきますので、御了承ください。 それでは、最初に歳出から説明させていただきますので、12ページ、13ページの事項別明細書を御覧ください。 初めに、２款総務費、職員給与費は、施設整備事業など辺地対策事業債の事業費減額に伴い、事務費減額分を一般財源に振り替えるものです。 次の公共施設費、シニアセンター施設管理事業は、原油価格高騰に伴い、光熱水費84万4,000円を増額するものでございます。 一つ事業を飛ばしまして、企画費、企画政策費、進化台地区研修交流施

設整備事業ですが、旧北海道録画センターの事務所と旧ＨＪＫ事務所及びそれぞれの敷地につきましては、町の土地開発基金により先行取得しているもので、進化台地域を福祉専門学校も含んだ文教エリアとして一体的に利活用を行い、事業活動が円滑に進むよう、施設の環境整備を進めるために基金より買い入れを行うため、合計して3,300万円を予算計上するもので、全額辺地対策事業債を充当いたします。

次の地域活性化・国際観光推進費、写真の町国際化推進事業は、写真の町実行委員会事業の事業執行見込額確定に伴い、補助金について400万円を減額いたします。

次の、観光立国交流事業は、東アジア地域観光誘客事業に係る負担金収入額が増えたことによる補助金100万円と新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日台親善協会の訪日外国人観光調査事業の延期による補助金150万円、合計250万円を減額し、事業財源内訳について一般財源から地方創生応援税制寄附金1,000万円を財源組替いたします。

この事業に充当している地方創生応援税制寄附金ですが、後ほど歳入の予算計上で出てきますが、以前にもお話しさせていただいています、三菱ＵＦＪ銀行から[redacted]円の企業版ふるさと納税として寄附を受けたものであります。三菱ＵＦＪ銀行からは「多様性と人とのつながり」をキーワードとして本町が実施する国際交流や写真の町関連事業、多文化多世代共生「生涯活躍の町」事業、などの事業について、本年度から令和６年度まで３年間にわたり充当することで了承を得ているものでございます。

次の観光プロモーション事業は、ウズベキスタンからの観光誘致プロモーション事業の延期に伴い、報償費560万円、費用弁償210万円、旅費270万円、合計1,040万円を減額いたします。

次の地域活性化・特別対策費、ホストタウン推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の内容を変更したことに伴い、事業費の執行残として、報償費100万円、旅費10万円、消耗品費30万円、補助金100万円、合計240万円を減額いたします。

次のページの地域おこし協力隊事業は、地域おこし協力隊員の委嘱期間等の確定に伴い補正をするもので、観光資源開発協力支援事業、カルティベイトエコシステム調査研究支援事業、適疎推進人材育成事業及び商店街振興支援事業、４事業に係る事業費について2,750万円を減額いたします。

次の地方創生推進事業費は、コンステレーション構築推進事業、多文化多世代共生「東川版生涯活躍のまち」事業、「適疎ワーキング」関係人口創出・拡大事業、東川版「学生関係人口」構築プロジェクトの４事業、次の地方創生応援税制費の人材育成環境等整備事業、魅力発信事業の二つの事業は、三菱ＵＦＪ銀行からの地方創生応援税制寄附金を地方創生推進事業費に7,000万円、地方創生応援税制費に2,500万円を財源充当いたします。

次の地方創生推進費は、東川サテライトオフィス群整備事業に係る財源内訳について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,191万7,000円、三菱ＵＦＪ銀行からの地方創生応援税制寄附金1,000万円、一般財源23万8,000円を増額し、「写真の町」ひがしかわ株主基金繰入金5,215万5,000円を減額して財源組替をいたします。

次の新型コロナウイルス感染症対策費は、ＨＵＣポイントの還元祭事業について、当初見込みよりもポイントの利用が少なく、道支出金のプレミアム付き商品券発行支援事業費補助金の補助対象経費が200万円減額となったため、財源について200万円を一般財源に振り替えるものでございま

す。
　次の徴税費、賦課徴収管理事務費の上川広域滞納整理機構負担金57万2,000円と、次の３款民生費、社会福祉費、国民健康保険等推進事業の大雪地区広域連合負担金3,544万4,000円は、いずれも決算見込み額の確定に伴い負担金の減額ですが、大雪地区広域連合負担金については、国民健康保険基盤安定負担金と一般財源を減額いたします。
　次のページの児童福祉費、学童保育事業は、学童通所用送迎のタクシー利用が当初の見込みよりも少なかったため、委託料220万円について減額いたします。
　次の４款衛生費、清掃費、し尿処理事業は、し尿浄化槽汚泥処理に伴う処理量の実績見込みにより手数料150万円を減額いたします。
　次の環境保全費、東雲飲料水供給施設整備事業の工事請負費128万7,000円とキトウシ地区飲料水供給施設整備事業の工事請負費744万2,000円は、いずれも事業費の確定に伴い減額をするもので、財源充当している辺地対策事業債についても減額いたします。
　次の５款農林業費、農業費、農地利用効率化等支援事業は、中心経営体の農業用機械・施設導入を支援する「農地利用効率化等支援事業」が事業採択されたため、補助金として１件分、273万9,000円を予算計上しますが、財源は全額道支出金を充当いたします。
　次の農産物等輸出拡大施設整備事業は、東川のブランド米「東川米」を高品質で適時に出荷できるよう「ひがしかわライスターミナル　カントリーエレベータ」の整備を進めていますが、国の令和４年度補正予算、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定を受けたため、補助金11億円の予算措置をするものです。
　道支出金の農産物等輸出拡大施設整備事業交付金は、次年度に全額繰越して執行いたします。
　次の農村整備管理事務費は、町内の用排水路における安全確保のための整備を図るものですが、１件の実績見込みであり負担金85万7,000円を減額するほか、国営農地換地計画大雪東川地区委託金と国営緊急農地再編整備事業推進本部負担金が確定したことにより、一般財源、道支出金及び負担金の組換調整を行います。
　次の林業費、地方創生道整備推進林道整備事業は、津山中央線及び中の沢３号線の林道整備の事業費確定に伴い、工事請負費351万5,000円を減額するもので、財源充当している地方創生道整備推進交付金及び辺地対策事業債についても減額いたします。
　次の６款商工費、青少年野営場管理運営事業、次のその他観光施設管理運営事業は、原油価格高騰に伴い、青少年野営場、天人峡温泉清掃員詰め所及び足湯引湯施設のポンプに係る電気料金が増えたため、光熱水費36万6,000円を増額し、青少年野営場に充当している使用料について、実績により減額いたします。
　次の文化ギャラリー費は、文化ギャラリー利用者の増加に伴い使用料が増え、また文化庁の「文化芸術創造拠点形成事業補助金」が実績により増加することが見込まれるため、一般財源から使用料165万円、国庫支出金36万7,000円に振り替えるものでございます。
　次の写真の町推進事業は、東川賞授賞式及び東川町国際写真フェスティバルの各事業講師・関係者への謝礼、写真甲子園実行委員会への補助金について事業執行見込額が確定し、報償費80万円、補助金100万円を減額いたします。事業財源内訳については、一般財源から三菱ＵＦＪ銀行からの

地方創生応援税制寄附金1,000万円、国庫支出金、文化芸術創造拠点形成事業補助金624万円を財源組替いたします。

次のページの森林公園費、キトウシ森林公園家族旅行村施設整備事業は事業費の確定に伴い、建物設計委託料44万円、工事請負費99万円をそれぞれ減額し、財源充当している辺地対策事業債についても減額いたします。

次の７款土木費、都市建設費、公的賃貸住宅維持管理事業は、公的賃貸住宅の修繕料が当初見込みより増えている状況にあり、実績見込みで33室見込まれていることから、250万円を増額するものです。また、財源充当している国庫支出金について、実績見込みにより減額をいたします。

次の公園維持管理事業は、原油価格高騰に伴い、町立公園の電気料金が増えたため、光熱水費13万円を増額いたします。

次の萬二橋長寿命化修繕事業は、事業費の確定に伴い、工事請負費500万円を減額し、財源充当している辺地対策事業債についても減額いたします。

次の除排雪対策事業と次の高齢者雪下ろし支援事業は、北海道最低賃金改定による除雪作業員の時給単価の改定、出動回数の増加、原油価格高騰に伴う燃料費の増加及び今後の降雪を見込む出動日数の増により増額するもので、除排雪対策事業が会計年度任用職員報酬、燃料費、修繕料、警備委託料、車等借上料で合計1,410万円、高齢者雪下ろし支援事業では、会計年度任用職員報酬、燃料費で合計80万円をそれぞれ増額いたします。

次の公園団地３・４号棟整備事業は、事業費の確定に伴い建物設計委託料46万1,000円、補償金68万5,000円を減額し、一般財源と土木債、国庫支出金を組替調整いたします。

また、財源内訳変更のみのため説明欄には、表示がされていませんが、第２期公営住宅棟長寿命化計画策定事業と民間住宅施策住宅機能向上事業は、年度間調整により、一般財源と国庫支出金の組替調整を行います。

次の西団地ストック総合改善事業は、自前設計の対応により、建物設計委託料91万円を減額し、一般財源と土木債、国庫支出金を組替調整いたします。

また、財源内訳変更のみのため説明欄に表示がされていませんが、新栄団地地域優良賃貸住宅整備事業は、事業費の確定に伴い、一般財源と土木債、国庫支出金を組替調整いたします。

次の公園線道路改良事業は、事業費の確定に伴い、工事請負費150万円を減額し、財源充当している地方創生道整備推進交付金、土木債及び公共施設整備基金繰入金と一般財源を組替調整いたします。

次の８款消防費、大雪消防組合負担金については、事業の確定に伴い、消防組合における共通経費、単独経費について、実績により779万2,000円を減額するものでございます。

次のページの９款教育費、教育総務費、教育総務管理事務費は、小西健二奨学金20万円とものづくり技術者奨学金30万円の財源について、奨学金の給付実績により一般財源から未来を育む奨学基金繰入金に振り替えるものでございます。

次の小学校学校給食事業は、原油価格の高騰により小学校の学校給食費におけるプロパンガスの燃料費と物価高騰により賄材料費の価格が高騰ししているため、燃料費20万円、賄材料費200万円を増額いたします。

次のスクールバス運行管理事業は、学童保育事業に係る学童の送迎対応に伴い、バス運転手の勤務時間数が増えたことにより、会計年度任用職員報酬40万円を増額いたします。

次の小学校費、小学校維持管理事業は、原油価格高騰に伴い、光熱水費170万円を増額するものです。

次の第一小学校校舎等長寿命化改良事業は、国の令和４年度補正により学校施設環境改善交付金の採択に伴い、事業費として消耗品費84万円、通信運搬費４万円、複写機借上料16万円、工事請負費３億500万円を増額するもので、財源については、国庫支出金は、学校施設環境改善交付金9,426万5,000円を増額し、地方債は学校教育施設等整備事業債を１億8,660万円増額しますが、次年度に繰越して執行いたします。

次の第三小学校教育振興事業は、小学校教職員のほか、児童の対応にあたり教職員を補助する特別支援員について未配置となったため、会計年度任用職員報酬及び諸手当について、合計122万8,000円を減額いたします。

次の中学校費、中学校維持管理事業は、原油価格高騰に伴う光熱水費100万円を増額するものでございます。

次の保健体育費、社会体育管理事務費は、野球及び卓球に係る新任のスポーツ国際交流員２名の来日が未定となり、会計年度任用職員報酬、社会保険料、負担金について、合計946万6,000円を減額するものでございます。

次の社会体育推進事業は、東川大雪野球少年団が全国大会に出場した二つの大会のうち、一つの大会において、大会主催者が参加費用の一部を負担したことにより補助金120万円を減額いたします。

次の幼児教育費、幼児センター管理事業は、会計年度任用職員の月額保育士について募集をかけていましたが、採用に至らなかったため、会計年度任用職員報酬、諸手当、社会保険料について、合計1,930万円を減額いたします。

次のページの災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業は、事業費の確定に伴い、工事請負費101万2,000円を減額し、財源充当している国庫支出金及び災害復旧債についても減額いたします。

次の12款諸支出金、特別会計繰出金、診療所特別会計繰出金は、診療所特別会計事業の執行見込みにより、一般会計から診療所会計への繰出金4,330万円について減額いたします。

次の基金費、減債基金事業は、キトウシ保養施設整備事業等の起債償還の財源として３億5,018万9,000円を減債基金へ積み立て、診療所大規模改修事業の起債償還分の残り1,428万6,000円と合わせて合計３億6,447万5,000円を増額するものでございます。

次のまち・ひと・しごと創生基金事業は、企業版ふるさと納税として、三菱ＵＦＪ銀行から受けた寄附額のうち、次年度以降に実施する事業に活用する寄附額7,500万円について積立金を増額いたします。

次の国営緊急農地再編整備事業基金事業は、カントリーエレベーター整備事業へ、株主基金に寄附があった5,000万円に一般財源を合わせた１億円を積み立てるために増額いたします。

歳出の説明については以上でございます。

続いて歳入について、８ページ、９ページから説明をいたします。

歳入では、歳出の事業精査に連動した補助金等の増減が主な内容となっていますので、特徴的なものを中心に御説明をいたします。

１款町税、町民税、法人、現年度課税分は、本年度における調定額及び収入見込み額により増額となる法人税割分について計上しています。

11款地方交付税、普通交付税は、追加交付4,675万円の通知を受け、１回目の確定額を合わせた32億5,749万6,000円の現行予算額差額分9,957万1,000円について増額し、特別交付税は、原油価格高騰対策分5,000万円に

ついて増額いたします。
一つ、目を飛ばしまして、15款国庫支出金、総務費国庫補助金、地方創生道整備交付金は、交付金対象の道路事業に係る事業費の減額など今回の予算整理に伴い、交付金162万6,000円を減額し、次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方創生テレワーク交付金事業「東川サテライトオフィス群整備事業」に係る補助裏の交付分として、交付金4,191万7,000円を増額いたします。
次の商工費国庫補助金、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業補助金は、写真の町事業推進のため、文化庁の文化芸術創造拠点形成事業補助金の交付決定に伴い660万7,000円を増額いたします。
次の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、交付金対象の道路事業、地域住宅計画事業に係る事業費の減額など今回の予算整理に伴い交付金326万3,000円を減額し、道路災害復旧事業費補助金についても、事業費確定に伴い補助金81万円を減額いたします。
次の教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金は、国の令和４年度補正により学校施設環境改善交付金の採択に伴い、交付金9,426万5,000円を増額しますが、次年度に繰越をいたします。
一つ、目を飛ばしまして、16款道支出金、農林業費道補助金、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金は、「ひがしかわライスターミナル　カントリーエレベータ」の整備のため、国の令和４年度補正予算、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の交付決定を受けたため、補助金11億円の予算措置をするものですが、次年度に繰越をいたします。
二つ、目を飛ばして、18款寄附金ですが、総務費寄附金は、地方創生応援税制寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税として三菱ＵＦＪ銀行から２億円の寄附を受け計上しているもので、今後、令和６年度まで事業別に活用をしていきます。
次の19款繰入金、基金繰入金、「写真の町」ひがしかわ株主基金繰入金は、農業を守り育てる事業のカントリーエレベーター整備事業に5,000万円、医療型観光施設整備事業分3,218万円をキトウシ保養施設償還分として積立するため繰入、東川サテライトオフィス整備事業分5,215万5,000円を臨時交付金及び企業版ふるさと納税に振り替えたため、その分を差し引いた3,002万5,000円を増額いたします。
二つ、目を飛ばして、繰越金は、前年度会計繰越金の補正前留保額1,192万1,000円を今回の補正予算の財源として計上いたします。
一つ、目を飛ばして、22款町債は、歳出でも説明しました各種事業に係る土木債、教育債、辺地対策事業債及び災害復旧債については、それぞれ事業執行に伴う起債額の整理を行うものでございます。
以上が、歳入についての説明です。
４ページに戻っていただきまして、
第２表「地方債補正」については、今回の補正で事業ごとに事業費及び財源内訳を整理した結果、追加分及び増額となる変更分を掲載していますが、追加分としては、学校教育施設等整備事業、第一小学校校舎等長寿命化改良事業に１億8,660万円を新たに追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。
また、増額となる変更分の限度額については、公園団地３・４号棟整備事業が6,060万円、進化台地区研修交流施設整備事業が3,860万円となりますが、各事業の限度額の変更については記載のとおりで、起債の方法、利率、償還の方法について変更がございません。

次の第３表「繰越明許費」についてですが、地籍調査に係る地籍管理事業分について翌年度に繰り越して事業執行し、農産物等輸出拡大施設整備事業と第一小学校校舎等長寿命化改良事業については、国庫補助金が国側で繰り越されることに伴い、それぞれ繰り越すもので、合計で３事業の事業費は、14億964万円を翌年度分に繰り越しさせていただくものでございます。

補正予算書の最終ページには、地方債に関する調書を付けていますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

以上が、議案第４号「令和４年度東川町一般会計補正予算（第10号）」の説明でございます。

御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより質疑に入ります。

まず質疑において、２回に分けて質疑を受けます。

最初に、歳入、歳出全款一括して、次に繰越明許、地方債を一括して質疑に入ります。

まず最初に、歳入、歳出全款一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）

歳入の８ページ、９ページですかね。ライスセンターですか、カントリーエレベーターどちらの呼び名がふさわしいのかということを後で教えていただきたいということと、国から「強い農業づくり総合支援交付金」ということで、令和４年１月28日にいただいた資料によりますと、国の補助金として20億円という予算が見込まれているという説明を受けていたんですが、今回、国からじゃなくて道の補助金に項目が変わっているというところの説明。

まずそちら、お願いできるでしょうか。

議長（高橋昭典君）

産業振興課主幹。

産業振興課主幹（工藤和博君）

読み方ですけれども、最初「カントリーエレベーター」という言い回しで、ずっと進んでおりましたが、名称的に「東川ライスターミナル」のほうがなじみがあるということで、その名称で現在進んでおります。

国の補助金「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金」ですけれども、こちら一度国から道に入りまして、道から町に入るということで、そこで道支出金というかたちになります。

それで受け入れは、道支出金として計上しております。お願いします。

議長（高橋昭典君）

３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）

引き続き、１年以上前なんですけど、令和４年１月28日の資料によりますと、令和５年度、当時の国の補助金ということで、予算事業費負担内訳という項目のところに10億円って書いてあるんですね。

今回11億円ということになっていて、変更があるようなんですが、新人議員も３月31日から入られるということもありまして、改めてこの事業の

令和５年度、令和６年度どのような計画で、どのような予算措置をされるのか、それに加えて、どういうものが出来るのかという絵が見えてないので、そこも含めて、改めて御提示していただきたいなとお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　産業振興課工藤主幹。

産業振興課主幹（工藤和博君）　改めまして、今の東川ライスターミナルの事業ですけれども、令和５年、令和６年という２か年で計画を結んでおります。

令和５年の整備といたしましては、第二小学校の隣、ホクレンの事業所のところを広く今、整地をしているところでございますが、精米棟、あと乾燥機械棟を令和５年に建設入れまして、令和６年度には、循環の乾燥機、貯蔵庫等の搬送を入れて、全体を整備するかたちになります。

令和５年ですけども、国の令和４年補正を受けまして、今回、道予算を受けて、令和５年に繰越して、５年事業を行いまして、令和６年度に対しても、そのような予測であると思われます。

国の補助、11億のところですけれども、当初は、多分消費税抜きの10億の話をしていたかと思います。今は、交付申請２月24日付で予算内示を受けまして、税含めまして11億という予算内示を受けて、今は交付申請、あとは繰越しのほうを道と一緒に進めている次第でございます。以上です。

議長（高橋昭典君）　平田副町長。

副町長（平田章洋君）　ただいまの件ですが、一部補足をさせていただきますと、今、工藤主幹のほうから説明がありましたとおり、今年度につきましては、精米工場と工場の側を造る、６年度については、中の設備というかたちになろうかと思います。

あと、建設事業費の件につきましては、現在このあと、今年につきましては、精米工場、それとライスセンターの館の側の部分、そこの入札に入っていって額が確定してまいりますけれども、近年、物価等の高騰に伴いまして、かなり上がることも予想されます。

今現段階で、正確な額というところは、申し上げられませんけれども、そういった含みがあるということで御理解いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　いずれにしましても、東川ライスターミナル、当初聞いていたところでは、48億円ほどということで、かなり大型な事業であることは間違いないと思うんですね。

繰り返しになりますけれども、新任議員も入りますので、４月以降で結構だと思いますが、図面等も併せて、もう一度事業の内容、予算の見込みとか事業費はどれぐらいに値上がるのだろうかとか、そういたところも含めて、改めて説明をお願いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
11番、鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　ただいま補正予算の説明をいただきました。
１ページの予算書の総額について確認をさせていただきたいと思います。
今回の補正で総額が、162億8,000万円となっております。
それで、前年度からの繰越明許費がキトウシ保養施設分等を含めて、16億6,000万円ほどあるかと思うんですね。
そうしますと、今年度の事業高としては、170億あるいは180億円に近い金額になるのかなと思いますけれども、その辺、確認をさせていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　今の御質問ですが、今回162億ほどとなっておりまして、昨年度からの繰越額を加えると170億を超えるというようなお話であろうかと思います。
（しばらく間があり「時間かかるようであれば」という声あり。）
後ほど、また報告させていただきたいと思います。探してまいります。

議長（高橋昭典君）　後ほど報告いたします。
ほかに質疑ありますか。
10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　歳出のほうで、児童福祉費の学童保育費で、学童保育事業・その他委託料で、タクシー利用が少なかったことでの減額でございますが、こちら学童保育事業となっていますけど、ここに見守りサービスを利用の場合のタクシー利用というのは、含まれているのでしょうか。
それから、それと同じように、21ページのスクールバス運行費のほうで、今度は、スクールバスのほうが、多分、運行管理の時間帯などを変えた関係かとは思われますが、バス勤務の時間の増ということで、こちらでは増えているわけですけれども、両方合わせて、今現在、結構保護者の方から、学童しか使えないような認識があって、見守りで利用できなくて困っているというような声もあったので、実際の利用のほうがこの辺ってどうだったのかをお伺いします。

議長（高橋昭典君）　佐々木生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（佐々木貴行君）　ただいま御質問がありました件につきましてですが、学童保育の送迎バス、見守りカー、東交ハイヤーさん、町営バス、今、三つの移動手段を使って移送しております。
こちらの移送につきましては、学童保育のみならず、見守りサービスなどの利用児童も使えることとなってございます。
併せて、少年団も利用できることとなってございます。

議長（高橋昭典君）　よろしいですか。
10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　今の御答弁では、見守りも使える、少年団も使えるということではありましたが、実際、保護者の方から声があがってまして、学童じゃないと乗れないという認識でおっしゃる方が、結構、声が出てますので、その辺の周知が足りないのか、それかまたは、実際の運行現場のほうで何かそういうことが、実際上乗り切れないとか、そういうことが起きているのか、ちょっと分からないんですが、その辺で、もしもっと活用されればよかったのではないか、また、周知が足りなかったのではないかと思われますので、その辺、新年度に向けてその辺の周知もお願いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　答弁いきますか。要望でいいですか。
佐々木生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（佐々木貴行君）　ただいまの件ですが、今回大幅な減額になりましたのは、東交ハイヤーさんのみならず、第一地区に限り、見守りカーの協力をいただいている。
あと、今回新規に町営バスを１便運行させたということで、効果的な送迎ができたということも一つ大きな減額の要因となってございます。
保護者の方が、周知が不足しているということでしたら、事前にお申込みをいただくことになっていまして、利用する目的も申込用紙に記載いただいてますが、周知徹底も図っていきたいと考えます。以上です。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　歳出の19ページですね。除排雪対策事業費ということで、1,400万円増額ということですが、今シーズンにおきましては、雪の降り始めが非常に遅かった。ですが、総量でどうだったのか、ちょっと分からないところもあるんですけれども、雪の季節が短かった。けども、ドカッと一晩で降り積もるようなこともあったと思うんですね。
その中で、この除排雪対策事業費というのは、トータルで今年度幾らで、前年と比べて、どれぐらい増しになっているのか、今、数字が分かれば、お願いいたします。

議長（高橋昭典君）　矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまの御質問ですけれども、今年度の降雪については、シーズン始めは雪降りが遅くて、また今、暖気が来て雪解けが早いという状況ではあるんですけれども、この間、大きな大雪というのは、そう数はないんですけど、日々降り積もるということが多くて、例年以上に除雪と排雪の出動回数が多いという状況になっております。
先ほど言われました人件費ですけども、まず、除排雪の対策事業につきましては、当初予算は1,105万2,000円。それに対して、2,600万円の補正で、1,365万2,000円となっております。
そのほか、高齢者雪下ろし支援事業、これは、間口除雪にあたる人件費になりますけれども、310万8,000円で、プラス補正で60万円、合計370

万 8,000 円ということになっております。
　また、出動実績等については、昨年度は非常に雪が少ない年でありました。で、令和２年度は比較的多い年でありまして、これは人件費との比較ではないんですけれども、排雪を行う時に、東川町で所有しているダンプ、それでは足りないので、傭車ということでダンプを借り上げをしております。
　その台数が、２年度比較でいきますと、トータルで令和２年度は 137 台、それに併せて、排雪のときはガードマンも委託しますので、88 人お願いしているということであります。
　現時点で、これは１月末現在ではあるんですけれども、傭車が 94 台、ガードマンが 68 人。そこから１月末から２月と３月のが少し入ってきていますけれど、現時点で傭車が 155 台、それから、ガードマンが 121 人ということで、これを見ていただければ、非常に雪が多いということは御理解いただけるかと思っております。
　また、令和２年度と比較しまして、令和３年度、４年度は、雪捨て場の個所数を増やしております。
　東町、南町、北町辺りの排雪効率が上がってはいるんですけれども、それにしても追いついていない状況でありますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）
　ほかに質疑ありますか。
　４番、薦田議員。

４番（薦田敏次君）
　その除排雪に関連してなんですけれども、昨年度より多くなっているというのは、分かるんですけれども、今年、排雪の方式というか、その辺りが前年度より変わっているということをちょっと聞いたんですけれども、その辺り、どういうふうなあれだったのか、教えていただけますか。

議長（高橋昭典君）
　都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）
　排雪の方式は、一切変えておりません。去年度と同様でございます。
　よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）
　ほかに質疑ありますか。
　11番鶴間議員。

11 番（鶴間松彦君）
　関連して、除雪の件で意見が出ておりましたので、質問させていただきますけれども、住宅街などで除雪をする場合に、行き止まりの道路があるんですね、町道が。
　そういう所に雪をためているというのが、何箇所かあるんだと思うんですよね。片側に例えば、住宅がなくて、あまり支障がないという場合はいいんですけれども、近隣の住民がなんて言うかは分かりませんけども、両側に住宅があったり、あるいは積み重ねている雪が玄関付近まで来ているというような、支障のある場合も出てきているんですよね。
　その辺は、早めに排雪をするとか、配慮は出来ますかね。

議長（高橋昭典君）　矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　行き止まりの道路に雪をためるということの関係なんですけれども、その雪はどんな雪かといいますと、主に通常の除雪ではなくて、間口除雪の雪を堆積する雪になっております。
　また、民間に委託されている方もそういった所に置いております。
　生活上、玄関先まで雪が来て、ということで支障がある場合については、すぐに排雪を行っております。
　また今年度につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、除雪排雪の回数が多くて、そういった行き止まりの所の排雪が少し遅れぎみになっております。
　その辺は御理解いただいて、全体の福祉サービスということで、生活上支障のある部分については、早急に対応しておりますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
　２番、山家議員。

２番（山家祥幸君）　今の除雪に関してなんですけれども、以前のお話ですと、歩道なんかは、道路の傷み具合など考えると、半分除雪をすることによって、修繕費の軽減につながるということだったんですけれども、その歩道の半分も今回除雪なんかされていない部分もあるので、その辺の徹底をぜひ次年度に向けてしていただければなと思うんですけれども。
　その一つには、やはり歩道というのは、電柱があるところまで歩道だと思うんですけども、両サイドが、歩道があっても全然除雪されてない場所もあるので、その辺も考慮に入れていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまの御質問ですけれども、歩道を半分しか除雪ないということはございません。ですので、事実と違うのではないかなと思っております。
　道路の傷みをなるべく軽減するという意味では、除雪をした時に、全て道路を出すような除雪は行いませんというような説明は、各常任委員会では、させていただいたかと思いますけれども、少しこちらの説明が足りなかった部分もあるかも知れませんが、歩道を半分しか除雪しないという事実はございませんので御理解ください。

議長（高橋昭典君）　２番、山家議員。

２番（山家祥幸君）　それでは、来年に向けては、その辺はしっかりと除雪をお願いしたいと思いますけれども、今回は、全然除雪、歩道もしていない部分があるんで、その辺をぜひ次年度に向けて、意思統一をお願いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　新型コロナウイルス感染症対策費の道支出金の減額のほうなんですが、これおそらく、ＨＵＣポイントの還元の件だと思うんですけれども、結局のところ、どういう実績になったのか、その還元した額ですね。
その辺、分かれば教えていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　産業振興課工藤主幹。

産業振興課主幹（工藤和博君）　ただいまの御質問ですけれども、２月末時点でのポイントの集計ということでございまして、加盟店でのＨＵＣの利用は、2,924万ポイントを活用しております。

議長（高橋昭典君）　10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　ということは、結局、減額になったということは、それだけ予想よりも使われなかったということかな、という理解でよろしいでしょうか。
そしてそれは、予定としては、何万ポイントまで見込んでおられたでしょうか。

議長（高橋昭典君）　工藤主幹。

産業振興課主幹（工藤和博君）　当初の見込みでございますが、3,500万ポイントまで最初見込んで計算しておりましたが、実際ＨＵＣのポイント付与というところで、先ほど言った実績で考えますと、減額が見込まれたところで、道補助の分を減額補正しております。以上です。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
あ、失礼。平田副町長。

副町長（平田章洋君）　ただいまのポイントの件でございますけれども、道の補助金につきましては、あくまで、ポイント発行数を今、申し上げたんですね。
基本的には、道の補助金につきましては、そのポイントを使い切って、初めてカウントされると、その補助金の部分では差があって、結局、発行数と実績のポイントを使った分、その分の差で、それが使ってる方がそんなにいなくて、今、減額するという状況だということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
（「先ほどの質疑の件で」という声あり。）
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文　先ほど鶴間議員から御質問をいただきました金額の関係ですが、繰越明許額が16億6,491万円ほどということで、合計いたしますと179億4,800万

泰君）	円ほどいうような額になります。以上でございます。遅くなりすみません。
議長（高橋昭典君）	よろしいですか。 歳入歳出全款の一括質疑終了してよろしいですか。 （「はい」という声あり。） 次に、繰越明許費・地方債補正を一括して質疑に入ります。 質疑ありませんか。（「質疑なし」という声あり。） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論は一括でお願いいたします。 討論ありませんか。（「討論なし」という声あり。） 討論なしと認めます。 議案第４号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。 （「異議なし」という声あり。） 異議なしと認めます。 よって、議案第４号「令和４年度東川町一般会計補正予算（第 10 号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第２　議案第５号

議長（高橋昭典君）	日程第２、議案第５号「令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第３号）について」を議題といたします。 提案理由と議案の説明を求めます。 金山診療所事務長。
診療所事務長（金山裕之君）	（登壇） ただいま議題となりました、議案第５号「令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第３号）について」、提案理由と補正内容を御説明申し上げます。補正予算書の１ページをお開きください。 令和４年度国民健康保険東川町町立診療所特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ346万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億1,701万円9,000円とする。 第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。 補正の主な理由でございますが、令和４年度の決算見込みに基づくもので、予算の執行状況を精査し、歳出では総務費における診療所一般管理費の減額、医業費における医療用消耗機材費を増額、歳入では、診療収入における、入院収入の減額、外来収入及びその他の診療収入の増額、繰入金及び町債の減額、繰越金及び国庫支出金の増額でございます。 それでは初めに、事項別明細書の歳出から説明させていただきますので８・９ ページをお開きください。 １款総務費、施設管理費、診療所一般管理費406万3,000円の減額です。 事務管理費は、診療所長交際費、消耗品費、情報機器保守点検委託料を執行見込によりそれぞれ減額し、合計91万円を減額いたします。

消費税及び地方消費税は、課税対象となるコロナワクチン接種が予定以上にあったため、確定申告の支払額が増加いたしました。
このことから、３月に行う中間払いの額が不足するため、必要となる54万3,000円を増額いたします。
足し合わせて36万7,000円の減額でございます。
診療所大規模改修等事業は、大規模改修工事とスプリンクラー設備設置工事が完了したことにより、不用額369万6,000円を減額いたします。
続きまして、２款医業費です。１項医業費、１目医療用機械器具費は、病棟で使用するセントラルモニター、ベッドサイドモニター、輸液・シリンジポンプが７月29日に納入され、事業完了に伴い特定財源である地方債80万円を減額いたします。
２目医療用消耗機材費は、新型コロナウイルス外部検査や血液検査が増えたことにより、今後の支出が不足することから、諸検査委託料を60万円増額いたします。
次に歳入について説明いたしますので、６・７ ページを御覧ください。
初めに、１款診療収入。補正額は1,468万3,000円の増額です。
１項入院収入585万1,000円の減額。入院患者数減によるものであり、診療報酬収入及び一部負担金収入、負担額収入減のため減額いたします。
３目後期高齢者医療保険診療報酬収入337万2,000円の減額。
４目一部負担金収入29万9,000円の減額。
５目食事療養費標準負担額収入151万1,000円の減額。
６目その他の診療報酬収入は「公・労災診療報酬収入」で66万9,000円の減額をいたします。
続いて、２項外来収入923万9,000円の増額。外来患者数増によるものであり、診療報酬及び一部負担金収入、負担額収入増のため増額いたします。
１目国民健康保険診療報酬収入124万8,000円の増額。
２目社会保険診療報酬収入1,000万円の増額。
３目後期高齢者医療保険診療報酬収入330万円の減額。
４目一部負担金収入129万1,000円の増額は、国保一部負担金収入で32万9,000円、社保一部負担収入で96万2,000円をそれぞれ増額いたします。
続いて、３項その他の診療報酬収入1,129万5,000円の増額。新型コロナウイルスワクチン接種の接種料であり、第４クールから第10クール分6,848回分、土曜日接種の752回分、合計1,179万5,000円と、通常予防接種料の見込減50万円を含め、各種予防接種等で1,129万5,000円を増額いたします。
続きまして、４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金を飛ばし、２目保険者繰入金376万9,000円の増額は、大雪地区広域連合繰入金でございます。
令和４年度のへき地診療所運営費交付金は、交付申請額8,321万9,000円。
病棟で使用するセントラルモニター、ベッドサイドモニター、輸液・シリンジポンプ購入におけます国保調整交付金は、国費110万円、道費55万円となり、足し合わせて8,486万9,000円となります。
当初予算との差し引き分を補正するものでございます。
続きまして、５款繰越金は、1,078万7,000円の増額です。
令和３年度決算額による繰越金総額3,626万9,738円の残額1,078万7,000円を補正財源とするものでございます。
続きまして、７款町債400万円の減額でございます。

事業完了によるもので、大規模改修工事、スプリンクラー設備設置工事、医療機器購入、それぞれの額が確定したことにより、合計400万円を減額するものでございます。
続いて、８款国庫補助金1,459万8,000円の増額です。
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、接種対象期間第４クールから第９クール分を対象としており、当初予算で計上していた分470万円を差し引いた額、1,511万3,000円を増額いたします。
医療施設等施設整備費補助金は、今年度行ったスプリンクラー設備設置工事分で、額が確定したことから71万5,000円を減額いたします。
医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援交付金は、物価高騰の影響により、電気代の負担が増加している医療・社会福祉施設等の負担軽減を図るための支援金であり、有床診療所においては、一律20万円が支給されるものでございます。このことから20万円を増額いたします。
最後に、４款繰入金に戻りまして、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金4,330万円の減額でございます。
歳入、歳出の増減を精査することにより減額するものであり、補正後の額は１億30万円となります。
以上で、議案第５号「令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第３号）」の説明とさせていただきますので、御審議、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
４番、薦田議員。

４番（薦田敏次君）　診療所の支払いの関係で、私も以前やったときにクレジットカードということで話して、現在、クレジットカードにはなっているんですが、そのほかには、つい最近行ってあったんですが、キャッシュレスで交通系のが使えるようになっているということだったのですが、いつからそれが始まって、大体交通系と言ってますが、そのほかに、キャッシュレスでできるカード等がどれぐらいのあれがあるのかを教えていただければと。

議長（高橋昭典君）　診療所事務長。

診療所事務長（金山裕之君）　ただいまの御質問でございますけれども、前年度にクレジットカードの支払機能が出来る設備投資をしまして、12月からクレジットカード、いわゆる一般系の支払機器を導入しているところでございまして、大変御好評いただいているところでございます。
今年度の予算で、今、資料が手元にないので、後日行われる予算の説明のところで詳しく説明したいと思いうんですけれども、確か、７月か８月くらいにオプション機能の申込みをしまして、既存のクレジットカードの機械に接続をすることで、より豊かな支払方法が実現するということで、業務を執行させていただいているところでございます。
今、手元に資料がない中での答弁になるんですけれども、交通系のいわゆるＳｕｉｃａですとかＫｉｔａｃａですとか、そういう利用者が確か延べ10件ぐらいあったと思います。
あとは、楽天Ｅｄｙという支払機能ともう一つが資料がないので、出ないんですけれども、もう一つ何か機能がありまして、そのクレジットカー

ドと三つのタッチ決裁と言うんでしょうかね、そういうかたちで運用しているところでございますので、先ずは、このような形で御理解いただければ、幸いでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」という声あり。）
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」という声あり。）
討論なしと認めます。
議案第５号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」という声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第５号「令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第３号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで 10 分間の休憩を取りたいと思います。会議再会は 10 時 50 分からといたします。休憩に入ります。（休憩宣言：10：38）

（再会宣言：10：50）休憩前に引き続き、会議を再会いたします。

○日程第３　議案第６号

議長（高橋昭典君）　日程第３、議案第６号「東川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第６号「東川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の提案理由と改正内容について御説明申し上げます。
令和３年５月の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、「個人情報の保護に関する法律」いわゆる個人情報保護法が改正され、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されました。
これまで、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、その取扱いが別々に規定されていましたが、個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになり、令和５年４月からは、改正法の規定が全国共通のルールとして適用されることになります。
改正法では、個人情報の開示や削除、利用停止を請求できる対象範囲拡張など個人の権利・利益・保護の強化、情報漏洩時の個人情報保護委員会への報告義務化、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報「仮名加工情報」の取り扱いなどがポイントとしてあげられます。
このような改正法の規定が地方公共団体等に直接適用されることから、

現在の東川町個人情報保護条例を令和５年３月末で廃止とし、改正法で委任された事項等を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。
では、議案第６号「東川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を御説明いたします。
「東川町個人情報の保護に関する法律施行条例」を次のとおり制定するものとする。
ここで、改正内容を第１回定例会資料に基づき御説明いたしますので、１から３ページの条例の内容と「東川町個人情報の保護に関する法律施行条例」の概要を併せて御覧ください。
先ほども御説明しましたように、この条例は、この「個人情報の保護に関する法律」が改正され、個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになり、改正法の規定が全国共通ルールとして適用されることになったため、現行の条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございますが、改正法に反した個人情報の取扱いルールを施行条例内で規定することは認められないことから、改正法で条例委任または定めることが許容されている事項について定めることとし、内容については、基本的に現行の個人情報保護制度に係る手続き等を法に反しない範囲で継続するような形で規定しているものでございます。
資料の１ページに「東川町個人情報の保護に関する法律施行条例」の内容が記載されていますが、３ページの３番、主な規定の内容を御覧いただきたいと思います。
第１条の「趣旨」、第２条の「定義」のほか、主なものとしては、一つ目に、第３条の「開示請求の手続き」、第６条の「訂正請求の手続き」、第８条の「利用停止請求の手続き」に係る各請求等の手続きの規定でございます。
改正法に反しない限りで、開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る手続を定めることが許容されていることから、法改正後の開示請求書等に現行の開示請求書等の記載事項と同様の事項を記入いただくため、改正法で定める請求書の記載事項以外の事項を設けることをこの中で規定しているものでございます。
二つ目には、第４条の「開示決定等の期限に関する特例」、第７条の「訂正決定等の期限に関する特例」、第９条の「利用停止決定等の期限に関する特例」に係る各期限の特例でございます。
現行の条例と同様、開示請求があった日から 14 日以内で開示決定を行うことを規定しています。
また、著しく大量な開示請求にあっては 28 日以内、訂正請求及び利用停止請求にあっては 21 日以内としているものでございます。
三つ目には、第５条の「開示請求に係る手数料」でございます。
改正法により、開示請求の手数料に係る規定が条例委任されていることから、現行どおり、開示請求に係る手数料は無料とし、請求者には、交付にかかる費用を負担いただくことと、特定個人情報に係る開示請求においては、経済的困難など特別な理由がある場合に費用の減免、または免除できる規定を定めています。
四つ目は、第 10 条の「情報公開・個人情報保護審査会への諮問」でございます。
改正法により、個人情報の取扱い等に係る審査会への諮問規定を定めることが許容されているため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要な場合において、東川町情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問規定

を定めているものでございます。
　また、附則では、第１条に施行期日として、令和５年４月１日から施行することとしています。
　附則第２条では、現行の個人情報保護条例の廃止について、附則第３条では現行条例の適用により運用しているものについて、施行後も従前の例により適用とする経過措置の規定及び罰則の規定について定め、附則第４条から第６条までは、本条例の制定により引用している文言や規定の追加など影響を受ける三つの現行条例、「写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例」、「東川町情報公開条例」、「写真の町」ひがしかわ株主条例」について、それぞれ一部改正を行う規定を定めているものでございます。
　以上、議案第６号「東川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の提案理由と改正内容について、御説明をさせていただきました。
　御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
　10 番、鈴木議員。

10 番（鈴木哉美君）　ただいま御説明いただきました中の主な規定内容の資料の３ページで御説明いただきました中の３の③番ですね。
　開示請求に係る手数料の件でございますが、請求者には交付にかかる費用を負担いただくということになりますけれども、この実際の費用、どのような内容のもので、現行ともし比較できるのでれば、現行のその費用、それから今後、どのようなかたちでその費用を規定されるのかということを御説明ください。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　今、御質問いただきました３ページに書かれている、開示請求の手数料の件でございます。
　基本的には、今現行で定めている条例と同じ内容の規定になってございますが、ただ、かかる手数料につきましては、郵送料、それからコピー代が実費負担となってございます。
　その部分について負担をいただくとなってございますので、先ほども言いました現行の条例とほぼ同様となってございます。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
　10 番、鈴木議員。

10 番（鈴木哉美君）　郵送料につきましては、郵便代ということで分かりますが、コピー代、現行おいくらという規定になっているか、もし分かれば、お願いいたします。

議長（高橋昭典君）　すぐ出ますか。後ほどで、少し時間をください。
　ほかに質疑ありますか。

（「ありました。」という声あり）
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　コピー代につきましては、Ａ３以下１枚につき 50 円。それから営利を目的とした、例えば、地図会社等に関しては 200 円となっております。

議長（高橋昭典君）　よろしいですか。ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第６号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第６号「東川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第４～12、15　議案第３～15 号、18 号

議長（高橋昭典君）　日程第４、議案第７号から日程第 12、議案第 15 号、日程第 15、議案第 18 号までは、いずれも東川町職員の定年引上げ等に伴う条例改正等の関連がありますのでこれを一括議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第７号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」から議案第 15 号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 18 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を一括して提案理由と条例の整備内容について御説明申し上げます。
少子高齢化が進む中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢層の職員に最大限活躍してもらうことを目的として、令和３年に地方公務員法の改正が行われ、国家公務員に準じて令和５年度から地方公務員の定年年齢が現行の 60 歳から 65 歳まで段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制などの導入、60 歳を超える職員の給与に関する措置などに係る規定の整備などが行われることから、高齢層職員における人事制度及び給与制度等の勤務条件について、関連する条例の整備をするものでございます。
では、議案第７号から第 15 号及び第 18 号の条例整備内容を第１回定例会資料に基づき御説明いたしますので、４ページから 30 ページ、33 ページから 38 ページの「地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げ等関連条例一部改正」の概要と新旧対照表等を併せて御覧ください。
まず、第１回定例会資料の５ページの３番、主な改正内容等に基づいて改正概要を御説明申し上げます。

（１）の定年の段階的な引上げと対象職員としては、定年を令和５年４月から２年に１歳ずつ段階的に引上げ、令和 13 年４月に 65 歳とするものです。

令和５年度、６年度で 61 歳、令和７年度、８年度で 62 歳、令和９年度、10 年度で 63 歳、令和 11 年度、12 年度で 64 歳まで定年引上げとなり、令和 13 年度では、65 歳で定年となります。

（２）の管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年の導入でございますが、役職定年とする年齢を 60 歳に設定し、管理職以外の職へ降任させる制度を導入するものでございますが、業務の性質や職務の特殊性がある場合、当該管理職に生ずる欠員を容易に補充することができない場合には、管理職へ特例任用できることとしているものでございます。

次に７ページの（３）の 60 歳に達した職員の給料月額については、60 歳に達した日以降、特定日とする最初の４月１日から、60 歳到達時点の給料月額の７割水準とするもので、また、役職定年により管理職以外に降任した職員の給料月額は、二重に給料が引き下げとなるため、差額を役職定年調整額により加算することになるものでございます。

次に８ページ、（４）の 60 歳に達した職員の退職手当についてですが、市町村の条例により規定されているものではなく、北海道市町村職員退職手当組合の規定により、定年退職などの支給率などが設定されていますが、定年引上げに伴い、60 歳以降の給与が減額される職員に対する計算方法については、退職日から減額日前日までの支給率が加算される、ピーク時特例が適用となるような形になってございます。

次に９ページ、（５）の定年前再任用短時間勤務制ですが、定年引上げにより、65 歳までフルタイム勤務ができるほか、職員の多様な働き方のニーズに対応するために新たに本制度を導入し、60 歳以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができるものとしたものでございます。

次に（６）の暫定再任用制度は、定年が段階的に引き上げられるため、65 歳まで再任用できるように、１年を単位として現行の再任用制度と同様の仕組みを経過措置し、定めたものでございます。

次に 10 ページの（７）の対象者への情報提供・意思確認制度ですが、60 歳を超える職員の勤務形態等が多様になることを踏まえ、事前に任用、給与、退職手当の制度等について十分認識し、情報提供を行い、勤務の意思確認を行うということになってございます。

次に（８）の高齢者部分休業制度は、職員の定年引上げによる高齢層の職員の多様な働き方を進めるため、地域ボランティア活動への従事など地域貢献、諸事情への対応を想定し、定年退職前に先行的に無給の休業を取得することができるよう制度が新たに追加となったものでございます。

それでは、議案順に条例の内容について簡単に御説明をいたします。

議案第７号の「職員の高齢者部分休業に関する条例」は、７条建ての新規制定条例となりますが、第１回定例会資料 13 ページにありますように、60 歳に達した日から取得することができ、取得にあたっては１週間の勤務時間の２分の１を超えない範囲で、１時間を単位として給与を減額して支給する事項などについて規定をしております。

議案第８号の「職員の降給に関する条例」は、３条建ての新規制定条例ですが、定例会資料 14 ページにありますように、定年の引き上げに伴う制度上の降級の種類及び手続きの事項について規定をしているものでございます。

議案第９号の「職員の再任用に関する条例を廃止する条例」については、65 歳まで再任用できるように１年を単位として現行の再任用制度と同様の仕組みを経過措置する暫定再任用制度が定められたために、本条例について廃止するものでございます。

議案第 10 号の「東川町職員定数条例の一部を改正する条例」及び議案第 11 号の「東川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」については、定例会資料の新旧対照表 15 ページ、16 ページですが、地方公務員法の一部改正に伴い、法で規定する条項番号の整理を行うものでございます。

議案第 12 号の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、17 ページ、18 ページに新旧対照表が掲載されておりますが、定年引上げにより、職員の多様な働き方のニーズに対応するために、60 歳以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができるものとした定年前再任用短時間勤務が地方公務員法に規定されたため、その勤務時間や休暇などについて規定し、一部改正を行うものでございます。

議案第 13 号の「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、定例会資料、新旧対照表は、19 ページから 22 ページになりますが、地方公務員法の一部改正に伴い、法で規定する条項番号の整理を行うほか、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に役職定年の適用受け、延長された管理監督職を追加する事項について規定し、一部改正を行います。

議案第 14 号の「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」は、定例会資料の新旧対照表では、23 ページから 29 ページになります。

地方公務員法の一部改正に伴い、定年引き上げを行うための主とする条例になりますが、定年年齢を 65 歳に引き上げること、役職定年を 60 歳とすること、定年前再任用短時間勤務制を導入すること、また、附則では、定年年齢の段階的な引き上げや、対象となる職員へ情報の提供、勤務の意思の確認をすることについてを規定しているもので、この一部改正を行うものでございます。

議案第 15 号の「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」では、定例会資料が新旧対照表 30 ページになりますが、役職定年制導入に伴う給料月額７割措置の適用のため、減給の懲戒処分の発令時の給料月額と減給時の給料月額が異なる場合の取扱い規定について追加し、一部改正を行います。

議案第 18 号の「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、定例会資料、新旧対照表では、33 ページから 38 ページになります。

役職定年制導入のため、60 歳を超える職員の給料月額を７割水準とする給与の取扱いの規定を制定附則に追加し、暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴って、給料月額の規定を改め、一部改正を行うものでございます。

議案の本文に戻りまして、議案第７号から議案第 15 号及び議案第 18 号については、いずれも令和５年４月１日から施行することとなります。

以上、議案第７号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」から議案第 15 号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 18 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と条例の整備内容について、御説明をさせていただきました。

御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより議案第７号から議案第 15 号、議案第 18 号まで一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」という声あり。)
質疑なしと認めます。
これより一括討論に入ります。討論ありませんか。(「討論なし」という声あり。)
討論なしと認めます。
最初に議案第７号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第７号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第８号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第８号「職員の降給に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第９号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第９号「職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 10 号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案 10 号「東川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 11 号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案 11 号「東川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 12 号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案 12 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 13 号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案 13 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 14 号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案 14 号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 15 号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案 15 号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 18 号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案 18 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 13～14　議案第 16～17 号

議長（高橋昭典君）	日程第 13、議案第 16 号から日程第 14、議案第 17 号までは、いずれも議員及び特別職職員で常勤のものの期末手当に関する条例の改正で関連がありますので、これを一括議題といたします。 提案理由と議案の説明を求めます。 佐藤企画総務課長。
企画総務課長（佐藤文泰君）	（登壇） ただいま議題となりました、議案第 16 号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案 17 号「特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」を一括して提案理由と改正内容について御説明申し上げます。 議会議員と常勤特別職の期末手当は、条例により６月１日と 12 月１日を在職の基準日として、期末手当基礎額に支給率を乗じて得た額に、在職期間に応じた率により算出して、期末手当を支給しているところでございます。

現在、議会議員と常勤特別職が任期満了後もその任にあたる場合には、引き続き在職しているものとみなして、通算した在職期間で期末手当を支給していますが、その明確な規定がなく、また常勤特別職への就任にあっては、一般職から任命される場合がありますが、新たに地方公務員法に定められた暫定再任用職員から任命されることも考えられるため、いずれの内容も条例に明確に規定する必要があることから、今回改正を行うものでございます。

では、まず議案第 16 号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を次のとおり制定するものとする。

ここで、改正内容を第１回定例会資料に基づき御説明いたしますので、31 ページの新旧対照表を併せて御覧ください。

第５条中第３項を第４項とし、第３項として「議長、副議長及び議員が任期満了後も、引き続き基準日以前６か月以内の期間を在職したときは、継続して在職したとみなして、第２項の規定により支給する。」を加えるものでございます。

議案本文に戻りまして、御決定いただければ、附則に記載のとおり、この条例は公布の日から施行することとなります。

次に議案 17 号「特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。

「特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例」を次のとおり制定するものとする。

ここで、改正内容を定例会資料に基づき御説明いたしますので、32 ページの新旧対照表を併せて御覧ください。

第２条第８項中の「職員」を「職員等（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員を含む。）」に、同項第１号中「一般職」を「職員等」に改めるものでございます。

また、第２条中第９項を第 10 項とし、第９項として「常勤の特別職の職員が任期満了後も、引き続き基準日以前６か月以内の期間を在職したときは、継続して在職したとみなして、第７項の規定により支給する。」を加えるものでございます。

議案本文に戻りまして、御決定いただければ、附則に記載のとおり、この条例についても公布の日から施行することとなります。

以上、議案第 16 号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 17 号「特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」を一括して提案理由と改正内容について、御説明をさせていただきました。

御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

最初に議案第16号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第16号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に議案第17号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」という声あり。)
異議なしと認めます。
議案第17号「特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第16　議案第19号

議長（高橋昭典君）
日程第16、議案第19号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第19号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と改正内容について御説明申し上げます。
現在の町立東川診療所では、看護師及び看護補助員２名により入院患者の夜間の対応を行っております。夜間勤務は午後５時から翌朝８時30分を勤務時間とし、２名交代により対応を行っているところでございます。
夜間勤務に係る支給額は、人事院規則を根拠法令として、正職員の看護師は「職員の特殊勤務手当に関する条例」により規定されており、看護補助員については「会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」で規定され、その支給額は勤務１回につき3,300円となっているところですが、人事院規則に規定されている支給額が7,300円に改正されていたため、条例を改めるものでございます。
なお、看護補助員の支給額は、「会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」の一部改正により対応していきます。
では、議案第19号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。
「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を次のとおり制定するものとする。
ここで、改正内容を第１回定例会資料に基づき御説明いたしますので、39ページの新旧対照表を併せて御覧ください。
別表の夜間看護手当の項、支給額の欄中に記載されている「3,300円」を「7,300円」に改めるものでございます。
それでは、議案本文に戻りまして、御決定いただければ、附則に記載のとおり、この条例は令和５年４月１日から施行することとなります。
以上、議案第19号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と改正内容について、御説明をさせて

いただきました。
御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第19号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第19号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第17　議案第20号

議長（高橋昭典君）　日程第17、議案第20号「東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
藤川子ども未来課長。

子ども未来課長（藤川裕充君）　（登壇）
ただいま議題となりました議案第20号「東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由と改正内容について御説明申し上げます。
初めに、提案理由でありますが、令和４年９月、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案が発生しました。
この事案を受け、家庭的保育事業所等の基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準、厚生労働省令であります「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について、バス送迎に当たっての、安全管理の徹底に係る規定が、加えられたものであります。
それに伴い、本町の条例につきましても、改正を行うものです。
それでは、改正内容について、御説明させていただきますので、第１回定例会資料の40ページ新旧対照表を併せて御覧ください。
まず、一つ目は、新たに第７条の２として、家庭的保育事業者等は、事業所外での活動取組等、生活、その他における、安全に関する指導、職員の研修、及び訓練、その他事業所における、安全に関する事項についての計画、安全計画を策定し、その安全計画に従い、必要な措置を講じることを、義務付ける１条を追加します。
次に、第７条の３として、第１項に「家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。」
第２項において、「家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内

の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならない。」とした規定を追加するものです。
以上が改正内容となります。
それでは、議案に戻っていただきまして、附則において、本条例は令和５年４月１日から施行させていただくものであります。
附則第２項として、第７条の２の規定に関し、安全計画の策定及び、実施体制の構築等の準備期間として、１年間の経過措置を設けることとしています。
附則第３項として、第７条の３第２項の規定に関し、利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置をそれに代わる措置を講じることにより、備えないことができるとした、１年間の経過措置を設けることとしています。
以上、簡単ではありますが、「東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議の上、御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　次の議案にも関わる部分なのかと思うのですが、今回のこの改正におかれまして、その後、町としてこのような措置をとっていく方向であるということが何かありましたら、教えていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　藤川子ども未来課長。

子ども未来課長（藤川裕充君）　防犯ブザー等の設置についてなんですけれども、現在、文部科学省の国庫補助金「学校安全特別対策事業費補助金」の送迎用バスの改修支援事業というメニューの中で所要額調査に手上げをしているところであります。
このあと、交付申請の開始の通知がありましたら、申請を行いまして、交付決定を受けた後、予算計上執行する予定です。
補助金のスケジュール上、新年度の当初からの措置の設置というのは、難しい状況なんですが、設置までの間は、運用開始からの現在までのノウハウを生かして最善の注意を払った運用を心掛けたいと思いますので、御理解くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
２番、山家議員。

２番（山家祥幸君）　このブザー設置に関しては、来年まで１年間の猶予があるということなんですけれども、できれば、あまり費用的にはかかるような部分ではないと思いますので、早急にでも年度内に設置するような方向で進めていただいたらいかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　答弁ありませんか。
藤川課長。

子ども未来　できるだけ早い段階で設置を心掛けたいと思います。

課長（藤川裕充君）

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
　１番、杉本議員。

１番（杉本岳大君）　基本的な質問なんですけれども、家庭的保育事業者というのは、東川町内でどこの施設に当たるものなのかと、あとこの条例を制定するにあたって、町側で何か事業者に対して、計画の策定の支援をしたりだとか、いろいろやっていかなければいけないことがあると思うんです。
　そういった支援等を考えては、いるのでしょうか。

議長（高橋昭典君）　子ども未来課長。

子ども未来課長（藤川裕充君）　まず、「家庭的保育事業等」ですけれども、町内でいうとこまくさ保育園が民間の施設で、小規模保育事業所に該当するところであります。
　幼児センターは、都道府県の認可で、その幼児センターではない、小規模保育事業所など、一つの認可のものに対しての規則を定める条例であるといったところがあります。
　その町認可の施設が、バスを配置することになりますと、この条例でこういうふうにしてくださいというところがありまして、それがもし、バスを配置するといったことになってくると、この条例に従って安全にやってくださいと町から言うことになりますので、もしバスを運用したいということになれば、こちらから支援することが出てくるところであります。
　今のところは、（該当する事業所が）ないといったところで、よろしかったでしょうか。御理解いただければと思います。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
　杉本議員。

１番（杉本岳大君）　再度確認なんですけど、こまくさがバスを使うよとなったら該当するっていう話ですかね。
　あとほかの町内にも企業型の保育園だとかがあるかと思うんですけど、そこもバスを使えばまた該当するというところなんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　子ども未来課長。

子ども未来課長（藤川裕充君）　企業型の保育所については、これに該当しないことになります。
　市町村の認可のものではないので、企業型のほうは、こちらには該当しないといったところになります。

議長（高橋昭典君）　よろしいですか。ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）
　これをもって質疑を終結します。
　これより討論に入ります。討論ありますか。（「討論なし」の声あり。）
　討論なしと認めます。
　議案第 20 号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第 20 号「東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 18　－議案第 21 号

議長（高橋昭典君）
日程第 18、議案第 21 号「東川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提出者より、提案理由と議案の説明を求めます。
佐々木生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（佐々木貴行君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第 21 号「東川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由と改正内容について御説明申し上げます。
まず、ただいま議決いただきました議案第 20 号「東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」と内容が一部重複いたしますので、あらかじめ御了承ください。
初めに、提案理由ですが、幼い児童の度重なる重大事故が繰り返し発生することを受け、児童福祉法等の一部を改正する法律（法律第 66 号）において、都道府県等が条例で定めることしている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、児童の安全の確保に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないとする改正が行われ、令和４年 11 月 30 日付け「放課後児童健全化育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（省令第 159 号)」にて、安全に関する事項について定めた安全計画を各施設において策定することなどを義務付けるとともに、同省令（第 175 号）において、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が新たに定められたことから、改正省令の内容を踏まえて、町条例の改正を行うものです。
それでは、改正内容について説明させていただきますので、第１回定例会資料 42 ページ、43 ページの新旧対照表を併せて御覧ください。
改正内容は、大きく４点ありますので、順番に説明させていただきます。
まず一つ目は、新たに第６条の２として、「放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全確保を図るため、事業所設備の安全点検、事業所での日常生活や、事業所外活動等における安全に関する指導や職員研修等を計画的に実施するための「安全計画」を策定し、必要な措置を講じること」を規定します。
二つ目は、新たに第６条の３として、「放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外活動等のために自動車を運行する場合、利用者の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認しなければならないこと」を規定します。
三つ目は、新たに第 12 条の２として、「放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する支援

の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に実施することに努めなければならない」旨を規定するものです。

四つ目は、第 13 条第２項中に規定する「必要な措置を講じる」としていた規定を、具体的な内容に改め、「放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施することに努めなければならない」旨を規定するものです。

以上が改正内容となります。

それでは、議案に戻っていただきまして、御決定いただければ、附則において、本条例は令和５年４月１日から施行させていただくものであります。

また、附則第２項として、第６条の２の規定に関し、安全計画の策定及び実施体制の構築等の準備期間として１年間の経過措置を設けることとしています。

なお、第６条の３の規定に関しては、改正省令において経過措置は規定されていないことから、公布の日からの施行といたします。

以上簡単でありますが、「東川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

10 番、鈴木議員。

10 番（鈴木哉美君）　このたび、この改正によって、整備を求められる計画類ではございますが、ところによっては、今までもこういうものがあったところも、自治体なり、事業者なりというのは、あったかなと思われるんですが、ちなみに本町におきましては、このような安全計画、それから業務継続計画というのは、今までには策定はなかったのかどうかをお伺いします。

それと、食中毒予防及び蔓延防止のための研修等、感染症の予防とかの防止の訓練ですね、こちらも、施設とか、そういうものによっては、従前からやっているようなところも、もしかするとあるかなと思ったんですが、今までの実施状況はどうだったのかということをお伺いします。

それから、最初のほうの計画ですね。

今後、策定された暁には、どのような形かで公開されるものでしょうか。

その辺の見通しがあれば、教えていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（佐々木貴行君）　ただいま、３件の点について、御照会いただいたと思います。

まず、既存の放課後児童健全育成事業、本町でいいましたら学童保育が該当になりますが、安全管理マニュアル的なものは、現在も存在しておりまして、それに基づいて保育をしているという状況でございます。

今後、業務継続計画などの具体的な網羅すべき内容などを精査しまして、不足する分などにつきましては、加えていきたいというような対応を検討してございます。

また、職員の食中毒などの研修等につきましては、道が実施する研修会などでも、そういった研修を受けてございますが、日常、万が一に備えて、また研修などの充実等はまた検討していきたいと考えてございます。
最後に計画の公開ですが、こちらの計画が策定した暁には、ホームページなどで、本町の業務継続計画などを公表して、町民の方にも御覧いただけるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
以上になります。

議長（高橋昭典君）
ほかに質疑ありますか。(「質疑なし」の声あり。)
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第21号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第21号「東川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第19　議案第22号

議長（高橋昭典君）
日程第19、議案第22号「東川町幼児センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
藤川子ども未来課長。

子ども未来課長（藤川裕充君）
（登壇）
ただいま、議題となりました議案第22号「東川町幼児センター条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由と改正内容について御説明申し上げます。
初めに、提案理由でありますが、東川町幼児センターは、平成14年の開設時より300名の定員のうち、長時間型を定員180名、短時間型を定員120名で運営してきました。
令和４年４月１日時点の園児数については、長時間型園児数196名、短時間型園児数47名となっており、直近の令和５年３月１日の園児数は、長時間型園児数221名、短時間型園児数40名となっています。
近年の傾向から、長時間型の園児数においては、現状180名の定員を上回る園児数となり、短時間型の園児数については、現状の120名の定員を大きく下回る数字となっているところです。
定員と園児数が、現状に合っていないということと併せて、普通交付税の関係で、公立幼稚園の需要額算定においては、短時間型の園児数１人に対する単価が、定員が少ないほうが、有利になるといったことがあります。
この状況を受け、現状に則した定員とするため、東川町幼児センター条例の定員に関する個所を改正するものです。
それでは、改正内容について説明させていただきますので、第１回定例会資料44ページの新旧対照表を併せて御覧ください。
別表第１の１号認定（短時間型）の項の定員欄中、「５歳40名、４歳

40 名、３歳 40 名」を「５歳 20 名、４歳 20 名、３歳 20 名」に改め、２号認定（長時間型）の項の定員欄中 108 名を 168 名に改めるものです。
以上が改正内容となります。
それでは、議案に戻っていただきまして、附則において、本条例は令和５年４月１日から施行させていただくものであります。
以上、簡単ではありますが、「東川町幼児センター条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議の上、御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第 22 号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第 22 号「東川町幼児センター条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。
会議再会は、13：00 といたします。これより昼食休憩に入ります。
（休憩宣言：11：49）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。(再会宣言：13：00)
なお、３番飯塚議員が、体調不良により大事をとって早退をしたいという申し出がありました。
議長として、それを許可をしましたので、飯塚議員は、午後の会議は、欠席であります。

○日程第 20　議案第 23 号

議長（高橋昭典君）
日程第 20、議案第 23 号「東川町無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第 23 号「東川町無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と改正内容について御説明申し上げます。
本町の無線施設は、平成８年に農林水産省の補助を受けて設置した情報無線施設でございますが、町の防災、行政一般、農業、気象、その他災害等緊急を要する情報を住民に速やかに伝達し、災害の防止、災害時及び災害復旧等通信の確保することを目的に設置されたものです。
無線施設として、役場に親局１施設、農協と消防に遠隔制御局として２施設、屋外拡声器が 17 基、戸別受信機が約 200 台設置されていますが、令和６年 11 月末に予定されているアナログ波の停波に伴い、スマートフ

オンを活用した情報伝達端末に切替えを行っているところでございます。
４月から情報伝達端末への本格運用が開始されるため、３月末をもって本無線施設を活用した情報提供を停止し、令和５年度中に農協内の遠隔制御局と戸別受信機の撤去を行うとともに、今後、本無線施設については消防、国民保護及び災害時の緊急放送による利用のみとなることから、条例の改正を行うものでございます。
では、議案第 23 号「東川町無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。
「東川町無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を次のとおり制定するものとする。
ここで、改正内容を第１回定例会資料に基づき御説明いたしますので、45 ページ、46 ページの新旧対照表を併せて御覧ください。
題名を「東川町無線施設の設置に関する条例」に改めます。
第１条中の「町の防災、行政一般、農事」を「国民保護」に改め、同条中の「及び管理」を削除します。
第２条第２号中の「東川町西町１丁目５番１号　東川農業協同組合内」を削り、「東川町東町２丁目１番 16 号　大雪消防組合東川支署内」を「東神楽町 15 号南３番地　大雪消防組合東消防署内」に改めて、同条第３号中の「、戸別受信機」を削除します。
また、第４条から第７条を削除し、第８条を第４条とするものでございます。
それでは議案本文に戻りまして、御決定いただければ、附則に記載のとおり、この条例は令和５年４月１日から施行することになります。
以上、議案第 23 号「東川町無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正内容について、御説明させていただきました。
御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第 23 号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第 23 号「東川町無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 21　発議案第１号

議長(高橋昭典君)　日程第 21、発議案第１号「東川町議会個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
９番、正満正義議員。

９番(正満正義君)　（登壇）
ただいま議題となりました「発議案第１号　東川町議会個人情報の保護

に関する条例の制定」について提案理由と改正内容について説明いたします。
本案は、藤倉智恵子議員、畑中雅晴議員の賛成を得て、地方自治法第112条及び議会会議規則第14条の規定に基づき提案するものであります。
それでは、本条例案の概要を説明させていただきます。
本条例案は、東川町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定するものです。
この条例は、第６章までの構成となっており、第１章は総則で目的、定義を規定するものであります。
第２章は、議会における個人情報の取扱いについて定めております。
第３章は、個人情報ファイル簿について定めております。
第４章は、個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて定めております。
第５章は、保有個人情報の適用除外などの雑則について定めております。
第６章は、職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについての規定であります。
最後に、附則でございますが、御決定いただければ、令和５年４月１日より施行することとしております。
以上が本条例案の概要であり説明でございます。
御審議の上、決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
発議案第１号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
発議案第１号「東川町議会個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第22　議案第24号

議長（高橋昭典君）　日程第22、議案第24号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第24号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案理由と議案内容について御説明申し上

げます。
令和４年３月７日に議決をいただきました、東川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の内容について、変更する必要が生じましたので、財政上の特別措置等に関する法律第３条第５項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
それでは、総合整備計画の変更点について説明いたしますので、第１回定例会資料 47 ページ以降の新旧対照表を議案と併せて御覧ください。
今回の変更は４次変更となり、変更点は赤文字にしていますので御確認をお願いします。
48 ページの「３.公共的施設の整備計画」については、変更点を 49 ページの整備計画の内訳で御説明をさせていただきます。
今回、変更または追加する事業については、新年度当初予算に計上し実施を予定している事業、並びに、今後、辺地事業として取り組む予定がある事業について、予め計画内容を変更するものでございます。
初めに、１段目の道路計画に関する変更ですが、西３号道路改良事業は事業費の減額、岐登牛公園道路改良事業は事業費の増額を行います。
また、上岐登牛道路改良事業が新たに追加となったため、合計で 14 事業の計画となり、事業費を 23 億 5,150 万円から 23 億 3,200 万円に減額いたします。
次に、３段目の農業計画に関する変更については、カントリーエレベーター等整備事業の事業費を 34 億 3,030 万円に増額し、合計で２事業の計画として、事業費の総額は 35 億 6,340 万円に増額いたします。
次に、５段目の飲料水供給施設計画に関する変更は、第 34 飲料水供給施設整備事業、東雲飲料水供給施設整備事業、次のページの進化台地区飲料水供給施設整備事業及びキトウシ地区飲料水供給施設整備事業は、事業費の増額を行い、新たに、第３飲料水供給施設整備事業、第８飲料水供給施設整備事業、第 29 飲料水供給施設整備事業、阿波団体地区飲料水供給施設整備事業で、計４事業 580 万円の事業を追加し、合計で 11 事業の計画として、事業費の総額は３億 4,120 万円に増額いたします。
次に、２段目に下水処理のための施設に関する計画として、浄化槽設置整備事業、事業費 300 万円の事業を追加いたします。
次に、３段目の高齢者施設計画に関する変更については、高齢者総合支援センター整備事業を減額して、事業費を２億 5,700 万円から 5,600 万円にいたします。
次に、５段目の地場産業の振興に関する施設計画に関する変更については、家具産業振興施設整備事業の事業費を４億 4,500 万円に増額し、新たに、蒸留所施設整備事業４億円の事業を追加し、合計で３事業の計画として、事業費の総額は 12 億 1,300 万円に増額いたします。
次に、６段目の観光またはレクリエーションに関する施設計画の変更では、温泉施設整備事業について、事業費を 25 億 5,406 万 8,000 円に増額、忠別ダム林間親水広場整備事業を減額し、次のページの農村体験施設整備事業５億円及び進化台地区研修交流施設整備事業２億 3,140 万円に増額するほか、新たに、旭岳地区公園整備事業 5,200 万円、天人峡地区公園整備事業 15 億円の事業を追加し、合計で 14 事業の計画として、事業費の総額を 60 億 3,796 万 8,000 円に増額いたします。
次に、３段目の除雪機械計画に関する変更では、除雪ドーザ整備事業について事業費を 2,529 万円に減額し、合計で２事業の計画として、事業費の総額は 8,759 万円に減額いたします。

次に、４段目の農業振興施設計画に関する変更では、いきいき農園整備事業について事業費を１億 3,580 万円に増額いたします。
次に、５段目の学校給食施設計画に関する変更では、第二小学校給食棟改修事業を 3,400 万円に増額いたします。
次に、７段目の教員住宅計画に関する変更は、教員住宅整備事業について事業費を 3,000 万円に減額いたします。
以上が変更の内容ですが、今回の事業、事業費の追加及び変更を行い、総事業費については、110 億 9,186 万 8,000 円から 141 億 3,325 万 8,000 円に増額いたします。
なお、この辺地計画の事業費と新年度予算の事業費は必ずしも一致するものではなく、当初予算、更には今後、補正予算により予定している事業費の財源を確保するためのもので、多少多めの事業費を計上し、辺地対策事業債の枠を確保していくもので、この計画に登載されていない事業については、辺地債の対象事業と認められないため、実施の可能性がある事業も含まれていることを改めて御了承いただきたいと思います。
なお、これらの変更については、北海道との事前協議を行い、２月 28 日付けで、北海道として異議ない旨の回答を受けており、今議会で議決いただければ、正式な協議書として提出し、計画認定されることとなります。
以上、議案第 24 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案理由と内容について説明させていただきました。
御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
２番、山家議員。

２番（山家祥幸君）　50 ページの変更後なんですが、下から蒸留所施設整備事業というのは、これは以前に聞いておりますジンの誘致という形でよろしいんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　平田副町長。

副町長（平田章洋君）　ただいまの御質問でございますが、そのとおりでございまして、ジンの施設でございまして、今現段階で、令和５年度実施設計等を考えている状況でございまして、その後、事業が進んでいくようなかたちになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
９番、正満議員。

９番（正満正義君）　今の関連なんですけど、以前情報提供の中でもありました。
その中で、全員協議会の中で、相手方の会社の規模だとか、資産だとか、そういうものは、どうなっとるんだっていう話が出たと思うんですね。
それに対しての報告も何もなく、もうこれ続行されるんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　平田副町長。

副町長（平田章洋君）	ただいまの質問ですが、申し訳ございません。詳細につきましては、この後、相手方の企業も含めて、別途御報告をさせていただくような形で、情報提供等で内容については、御提示をさせていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	９番、正満議員。
９番（正満正義君）	今、副町長からありましたけど、これぜひとも間違いなく議員さんに、そういう詳細を教えてあげていただきたい。 これ予算ですから、計上しなきゃ、予算付かなきゃなんも出来ないという部分もありますんで、これは仕方ないという部分もありますけど、ただ、やっぱり事前にそういう話があったということを着実に守っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。
議長（高橋昭典君）	ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。） これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。） 討論なしと認めます。 議案第 24 号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。） 異議なしと認めます。 よって、議案第 24 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、原案のとおり可決されました。

○閉　　会

議長（高橋昭典君）	以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。 本日の会議はこれをもって散会といたします。 なお、明日から 19 日までは、議案調査のため休会とし、20 日の本会議は、午前９時 30 分開会予定であります。大変お疲れ様でした。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　薦田　敏次